

平成 22 年 11 月 11 日

資料 2

個人所得課税（金融証券税制）

【 資 料 】



【平成 22 年度税制改正大綱（抄）（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）】

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

② 現状と課題

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます。

その原因としては、(中略) 分離課税している金融所得などに軽課していることが挙げられます。

③ 改革の方向性

(略) 本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

第 4 章 平成 22 年度税制改正

2. 個人所得課税

(2) 金融証券税制

① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

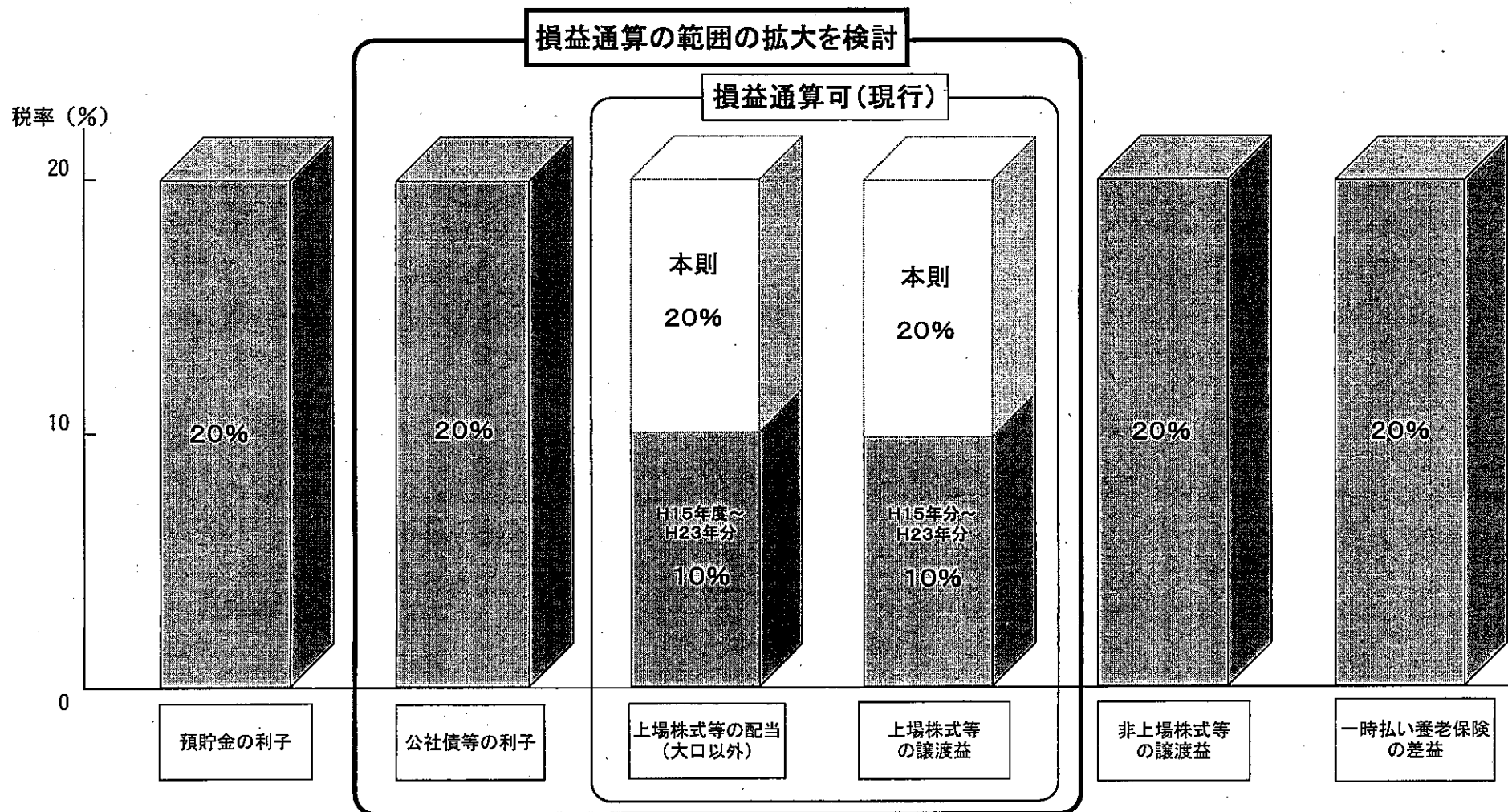
11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(1) 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します。

主な金融商品の税率

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 損益通算の範囲を拡大することは、投資家のリスクの軽減につながるもの。損益通算の範囲拡大のためにも税率等の均衡化が必要。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっていることから、税率等の均衡化が必要。



- (注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

勤労性所得との比較

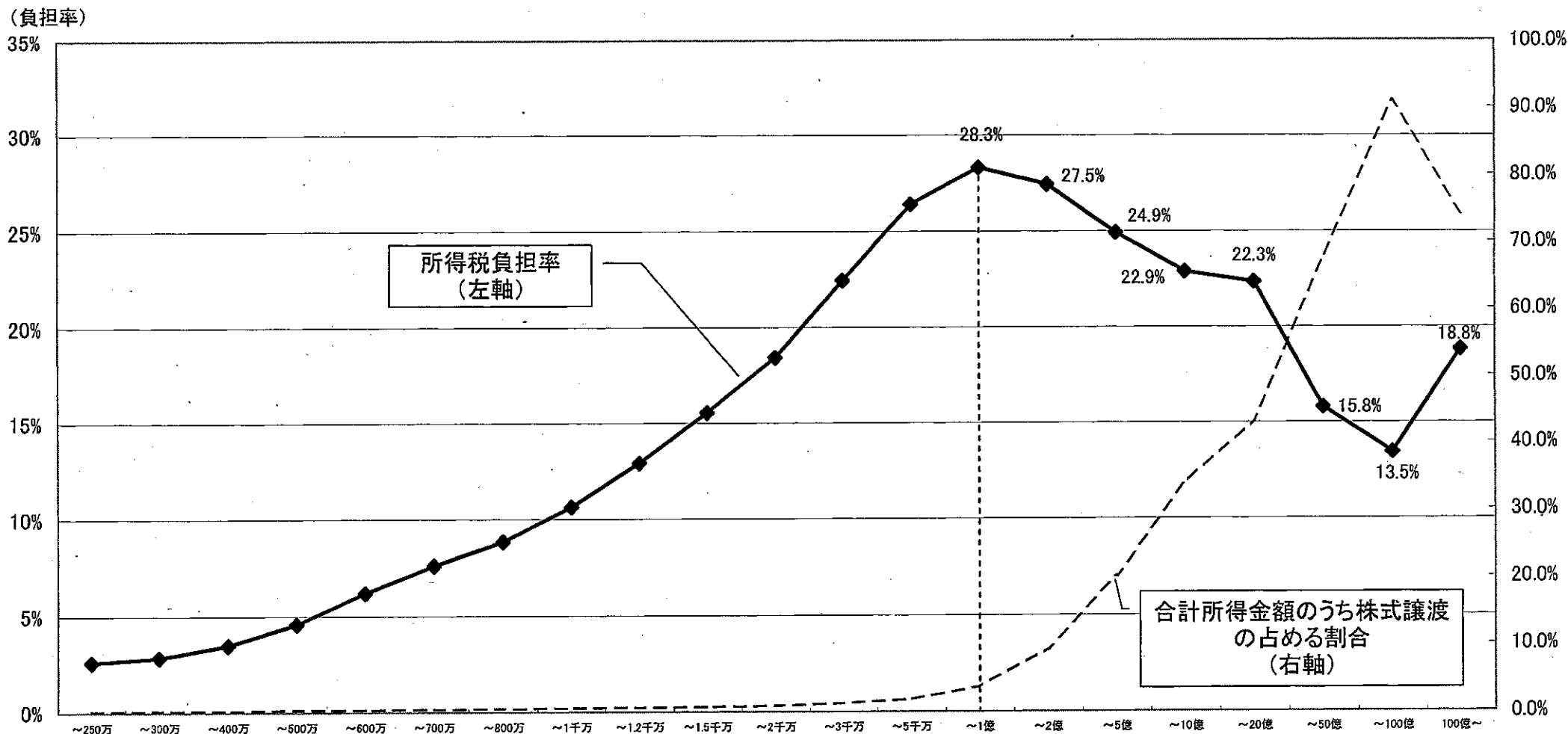
- 勤労性所得に対する税率は、国・地方合計で10～50%。
 所得税の課税所得（総合課税分）に適用される税率は、平均的に10%程度。これに住民税（一律10%）を加えれば 20%程度。
- 勤労性所得と比較すると、証券税制の軽減税率10%は相当低い水準ではないか。
- 利子所得と比較しても、証券税制の軽減税率10%はアンバランスではないか。

	勤 労 性 所 得	利 子 所 得	上場株式等に係る 譲渡所得及び配当所得
課 税 方 式	<p>総合課税</p> <p>【平均】20%</p> <p>(注)2 10%</p> <p>15%</p> <p>30%</p> <p>33%</p> <p>43%</p> <p>50%</p> <p>所得税 + 個人住民税</p>	<p>源泉分離課税</p> <p>20%</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">所得税 + 個人住民税</p> </div>	<p>分離課税</p> <p>原則: 20%</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">10%</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">(所得税) + (個人住民税)</p> </div> <p>原則として、平成20年末をもって廃止。 ただし、経過措置として、平成21～23年 の3年間は10%軽減税率を適用。</p>

(注)1 配当所得については、源泉徴収税率であり、総合課税(配当控除)、申告分離課税又は申告不要の選択制である。
 2 勤労性所得について10%の税率の適用を受けるのは、所得税の課税最低限以下の者で個人住民税だけが課税される者のみである。(夫婦子二人世帯で収入270.0万円～325.0万円)
 3 所得税の平均的な税率については平成22年度予算ベースである。

申告納税者の所得税負担率（平成20年分）

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

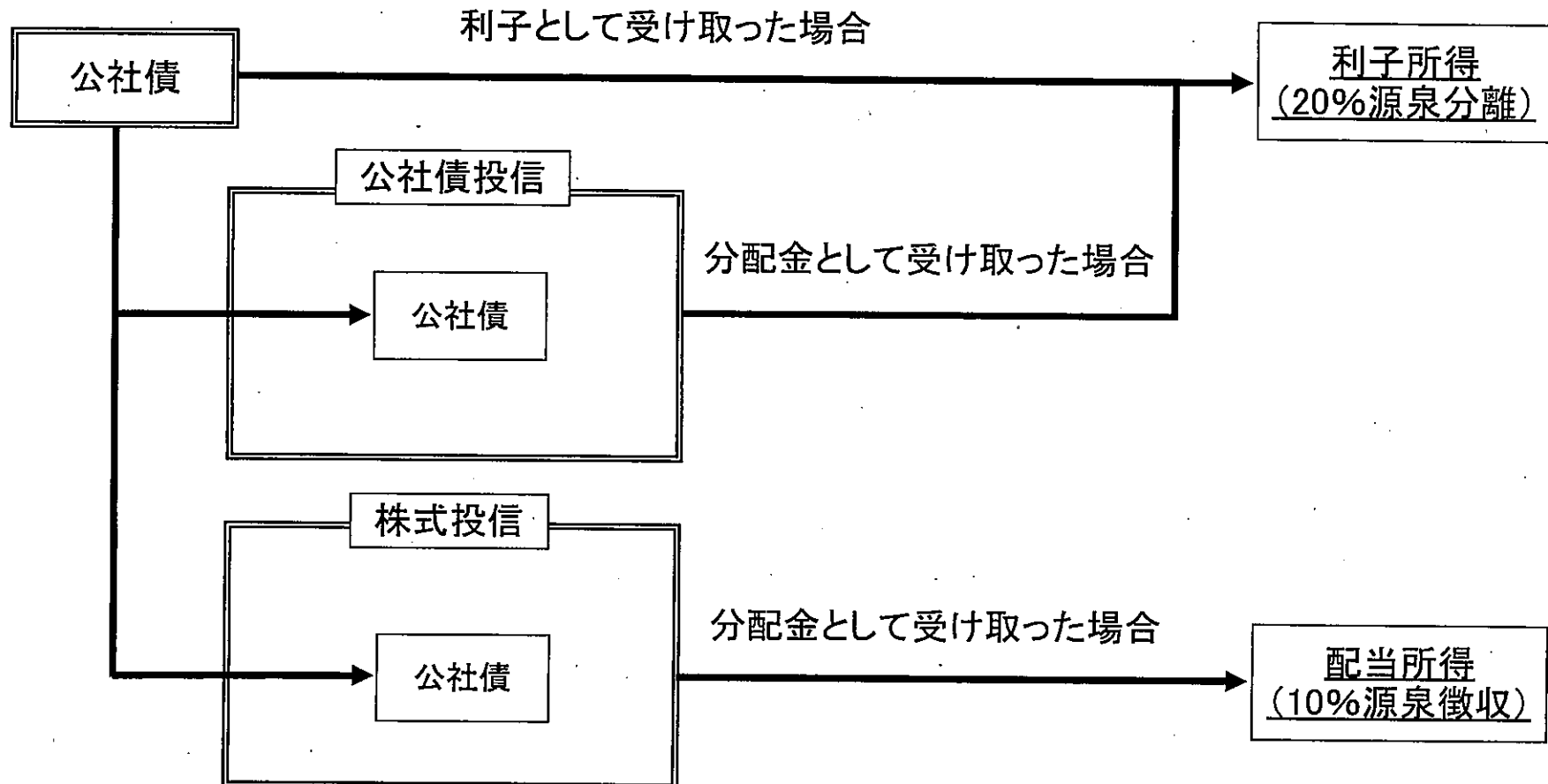
(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

公社債の利子、公社債投資信託の収益分配金と株式投資信託の収益分配金との比較

○ 金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することが可能となっており、例えば、事実上ほとんど公社債で運用されている投資信託(定義上、株式投信)の運用益は、実質的に利子と変わらないが、10%軽減税率の適用を受けることが可能となっている。



「大口株主等」について

1. 概要

発行済株式等の5%以上を保有する人（大口株主等）が支払を受ける上場株式等の配当は総合課税の対象。

2. 趣旨

大口株主の保有する株式は、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強いことから、金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税の上、配当税額控除により法人税との負担調整を行うこととしているもの。

3. 発行済株式の1%以上を保有している個人の状況について、サンプル調査に基づく推計を行った結果は以下のとおり。

【参考1】大口株主等の状況（有配会社分）

	人数	保有株式の平均時価総額	平均受取配当金額
5%以上保有している人	1,498人	15億円	2,650万円
3%以上保有している人	2,835人	13億円	2,570万円
1%以上保有している人	4,872人	9億円	1,660万円

(注) 1 会社四季報（2010年4集）に掲載の全上場会社3,674社から184社を抽出して、上位株主10人のデータ（個人のみ）より集計した上で、3,674社ベースに延ばしたもの。

2 時価総額は、株価（H22.8.26）に保有株式数（前決算期末）を乗じて算出。

3 平均受取配当額は、直近1株当たりの年間配当額に保有株式数（前決算期末）を乗じて算出。

4. 発行済株式の保有割合に応じた主な制度は以下のとおり。

【参考2】株式の保有割合に係る主な制度

保有割合	制度名
5%	株券等の大量保有の状況に関する開示制度（5%ルール）（金融商品取引法27の23等）
3%	株主総会召集請求権（会社法297）、業務の執行に関する検査役の選任請求（会社法358）、会計帳簿閲覧請求権（会社法433）、役員解任の訴えの提起（会社法854）
1%	議題提案権（会社法303）、議案通知請求権（会社法305）、株主総会の召集手続等に関する検査役選任請求（会社法306）